

名古屋大学附属図書館中央図書館の施設利用に関する要項

(趣旨)

第1条 名古屋大学附属図書館中央図書館（以下、「中央図書館」という。）内の施設の利用に関し必要な事項は、この要項の定めるところによる。

(施設)

第2条 この要項で定める施設（以下、「各施設」という。）は、次のとおりとする。

- 一 ラーニングポッド A, B, C（以下「ラーニングポッド」という。）
- 二 グループラーニングエリアのプロジェクター（以下「プロジェクター」という。）
- 三 ライティングサポートブース A, B（以下「ライティングサポートブース」という。）
- 四 セミナールーム A, B（以下「セミナールーム」という。）
- 五 ディスカバリスクエア A, B（以下「ディスカバリスクエア」という。）
- 六 ワークポッド A, B, C, D（以下「ワークポッド」という。）

(利用者)

第3条 名古屋大学附属図書館中央図書館利用細則（以下「細則」という。）第4条第1項第1号から第4号までに掲げる利用者（以下、「学内者」という。）又は附属図書館長（以下、「館長」という。）が許可した者は、共同の学習、研究又は授業のために、ラーニングポッド、プロジェクター、ライティングサポートブース及びセミナールームを利用することができる。なお、細則第4条第1項第5号から第7号までに掲げる利用者は、学内者と共同で利用する場合、これらを利用することができる。

- 2 学内者又は館長が許可した者は、学習、研究、教育、名古屋大学（以下、「本学」という。）の課外活動又は本学の業務を目的とする場合にディスカバリスクエアを利用することができる。
- 3 細則第4条に掲げる利用者又は館長が許可した者は、発話を伴う個人学習、遠隔の授業、研究、教育、本学の課外活動、本学の業務又は就職活動に使用する場合、ワークポッドを利用することができる。
- 4 前項までの規定にかかわらず、館長が必要と認めた場合は他の目的で利用することができる。
- 5 前項までに規定する以外の者は、館長が許可した場合に限り、セミナールーム及びディスカバリスクエアを占有的に利用すること（以下「占有的利用」という。）を申し出て利用することができる。

(利用時間)

第4条 各施設の利用時間は、中央図書館開館時刻から閉館時刻の30分前までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めた場合は、施設の利用を停止することができる。

(占有的利用)

第5条 各施設の占有的利用ができる時間は、1回につき90分（午前12時から午後1時までにあっては60分）以内とし、連続して2回まで利用できるものとする。ただし、館長が必要と認めた場合は、占有的利用時間を延長することができる。

- 2 学内者がラーニングポッド、プロジェクター、ライティングサポートブース及びワークポッドを占有的利用する場合には、所定の手続きにより、占有的利用をする日の1週間前から1日前までの平日午前8時30分から午後5時までに中央図書館に占有的利用の申込みをしなければならない。ただし、他に占有的利用の予約がない場合は、当日の利用開始前に占有的利用を申込みすることができる。
- 3 細則第4条第1項第2号から第4号に掲げる者がセミナールームを占有的利用する場合には、

所定の手続きにより、占有的利用をする日の4週間前から3日前までの平日の午前8時30分から午後5時までに中央図書館に占有的利用の申込みをし、館長の許可を得なければならない。

- 4 学内者がディスカバリスクエアを占有的利用する場合には、所定の手続きにより、占有的利用する日の4週間前から3日前までの平日の午前8時30分から午後5時までに中央図書館に占有的利用の申込みをし、館長の許可を得なければならない。
- 5 ディスカバリスクエア及びワークポッドを第2項及び第4項の規定に基づき占有的利用する場合の目的について、館長が本学にふさわしくないと認めた場合は、当該占有的利用を許可しないことができる。
- 6 前項までの規定にかかわらず、授業で占有的利用する場合は、前年度3月から当該年度の3月まで受け付けることができる。
- 7 セミナールーム及びディスカバリスクエアの占有的利用において、第3条第5項に規定する者を参加させる場合は、占有的利用する日の4週間前から3日前の平日午前8時30分から午後5時までに第3条第5項に規定する参加者の名簿を提出しなければならない。
- 8 前項までの規定にかかわらず、本要項に定める事項に反する場合又は館長が必要と求めた場合は、占有的利用許可を取り消し又は利用を停止することができる。

(個人利用)

- 第6条 ラーニングポッド、セミナールーム及びディスカバリスクエアにおける占有的利用がない場合、中央図書館への入館が許可された者は、これらの閲覧席を使用することができる。
- 2 セミナールームにおける占有的利用がない場合、情報連携推進本部（以下「推進本部」という。）に利用の承認を受け、中央図書館への入館が許可された者は、セミナールームに備付けている機器（以下、セミナールーム機器）を使用することができる。

(遵守事項)

- 第7条 各施設を使用する場合、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 一 占有的利用申込者（以下「申込者」という。）以外の者に、施設の全部又は一部を転貸しないこと。
 - 二 備え付けの設備の他に必要な備品及び消耗品等は申込者が用意すること。
 - 三 利用終了後は、速やかに原状回復を行うこと。
- 2 セミナールーム機器を使用する場合、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - 一 当該機器及び推進本部が提供するマニュアル等を参照し、利用者の責任において使用すること。
 - 二 利用者は、附属図書館及び推進本部が定める規程等を遵守し、情報セキュリティ及び情報倫理の保持に努めること。
 - 3 ディスカバリスクエアを利用する場合、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - 一 申込み目的以外の用途に利用しないこと。
 - 二 政治的及び宗教的な勧誘、示威行動、布教を目的とした利用、営利目的の活動並びにこれらに類する活動は行わないこと。
 - 三 活動において、著作権及びプライバシー等の第三者の権利や利権を侵害しないように配慮し、侵害した場合には、利用者が一切の責任を負うこと。

(損害の責任)

- 第8条 附属図書館は、施設管理に瑕疵があったと認められる場合を除き、利用者の利用によって発生した損害について、その責任を負わない。

(雑則)

- 第9条 この要項に定めるもののほか、各施設の運営に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附則

1. この内規は，令和3年4月1日から施行する。
2. 中央図書館セミナールーム利用要項（平成21年3月31日館長裁定），中央図書館グループラーニングエリア・プロジェクター利用要項（平成21年3月31日館長裁定）及び中央図書館ディスカバリスクエア利用要項（平成24年10月5日館長裁定）は廃止する。

附属図書館サテライトラボ利用要項

館長裁定 平成 16 年 4 月 1 日
最終改正 令和 3 年 3 月 12 日

(趣旨)

第 1 情報連携推進本部（以下「推進本部」という。）が中央図書館に設置する附属図書館サテライトラボ（以下「サテライトラボ」という。）の利用に関し必要な事項は、この要項の定めるところによる。

(利用者)

第 2 名古屋大学附属図書館利用細則（以下「細則」という。）第 4 条第 1 項第 1 号から第 4 号に掲げる者は、学習、研究又は授業のために、サテライトラボを利用することができる。

(利用時間)

第 3 サテライトラボの利用時間は、中央図書館の開館時刻から閉館時刻の 30 分前までとする。
2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、サテライトラボの利用を停止することができる。
3 第 4 に規定するサテライトラボの占有的利用がされている間は、他の利用者がサテライトラボを利用することはできない。

(占有的利用)

第 4 細則第 4 条第 1 項第 2 号から第 4 号に掲げる者は、情報メディア教育に関する講習会等を行うために、サテライトラボを占有的に利用（以下「占有的利用」という。）する場合は、所定の手続きにより、あらかじめ中央図書館に利用の申込みをし、館長の許可を得なければならない。
2 サテライトラボを占有的利用する場合において、学外者を参加させるときは、前項の利用の申込みの際にその旨を申し出て、あらかじめ館長の許可を得なければならない。
3 占有的利用の予約の受け付けは、利用する日の 4 週間前から 3 日前までの平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、授業で使用する場合は、前年度 3 月から当該年度の 3 月まで受け付けることができる。
4 占有的利用ができる時間は、平日の中央図書館の開館時刻から閉館時刻の 30 分前までの間で、1 回につき 90 分（午前 12 時から午後 1 時までにあっては 60 分）までとし、連続して 2 回まで利用できるものとする。
5 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、利用時間を延長することができる。

(個人利用)

第 5 サテライトラボの占有的利用がされていない時は、推進本部に利用の承認を受け、中央図書館の入館が許された者は、サテライトラボ備付けの機器を使用することができる。

(遵守事項等)

第 6 サテライトラボ備付けの機器を使用する場合は、当該機器及び推進本部が提供するマニュアル等を参照し、利用者の責任において使用するものとする。
2 利用者は前項のサテライトラボ備付けの機器の使用に際し、附属図書館及び推進本部が定める規程等を遵守し、情報セキュリティ及び情報倫理の保持に努めなければならない。

(雑則)

第 7 この要項に定めるもののほか、サテライトラボの運営に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 24 年 10 月 5 日から実施する。

附 則

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋大学附属図書館ライブラリ・メイカースペース機器の利用に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、名古屋大学附属図書館ライブラリ・メイカースペース（以下「メイカースペース」という。）において管理する装置、関連する設備等（以下「機器」という。）の管理及び運営並びに利用に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この内規は、メイカースペースにおいて管理する機器を活用して、学生等の自主的な創造活動とコミュニケーションを推進することを目的とする。

(メイカースペースの管理責任者)

第3条 メイカースペースに管理責任者を置き、附属図書館長をもって充てる。

2 管理責任者は、メイカースペースの管理及び運営並びに利用に係る業務を掌理する。

(機器の管理及び廃止)

第4条 管理責任者は、メイカースペースの機器を管理させるために、設備・機器管理者を置き、附属図書館情報サービス課長をもって充てる。

2 設備・機器管理者は、設備・機器管理の代理人（以下、「機器管理代理人」という。）を置き、日常の機器管理を委ねることができる。

3 設備・機器管理者は、管理する機器を他部署への移転または廃止する場合、管理責任者に機器の移転または廃止を届けなければならない。

(利用者の資格)

第5条 機器を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、別に定める講習を受講し、管理責任者の承認を得た者とする。

- 一 国立大学法人東海国立大学機構が設置する大学（以下「大学」という。）の学部学生及び学部研究生
- 二 大学の大学院学生及び大学院研究生
- 三 大学の教職員及びこれらに準ずる者
- 四 その他管理責任者が適当と認めた者

(利用日)

第6条 機器を利用できる日は、次の各号に掲げる以外の日とする。

- 一 日曜日及び土曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 三 東海国立大学機構が定める一斉休業日
 - 四 名古屋大学附属図書館が定める中央図書館休館日（臨時休館の日を含む）
 - 五 その他管理責任者が定める日
- 2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が必要と認めた場合は、機器を臨時に利用させ、又は利用を中止させることができる。

(利用時間)

第7条 機器の利用時間は、9時から17時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が必要と認めた場合は、利用時間を延長し、又は短縮することができる。

(利用の申請等)

第8条 機器を利用しようとする者は、設備・機器管理者を経由して管理責任者に利用申請書を提出し、承認を得なければならない。なお、複数名で利用しようとする場合は、利用する者のリストを提出しなければならない。

2 管理責任者は、前項の申請があった場合は、設備・機器管理者の意見を聴取した上で利用の可否を判断し、利用しようとする者にその結果を通知しなければならない。

3 前項により利用の承認を得た者(複数名の場合を含む)は、当該機器の利用に関し責任者(以下「利用者」という。)となるものとする。

(変更の届出)

第9条 利用者は、前条第1項の申請の内容等に変更があった場合は、直ちに設備・機器管理者または機器管理代理人を経由して管理責任者に届け出なければならない。

2 管理責任者は、前項の変更の内容が重大なものであると認めた場合は、当該利用の承認を取り消し、利用者には再度前条第1項の申請手続きを行わせるものとする。

(利用の報告及び情報共有)

第10条 利用者は、機器の利用が終了した場合、設備・機器管理者または機器管理代理人を経由して管理責任者に速やかに報告しなければならない。

2 利用者は、メイカースペースで得た知見を管理責任者、設備・機器管理者、機器管理代理人および他の利用者等と共有することに努めなければならない。

3 管理責任者は、機器利用に係る成果報告会等を開催することができる。この場合において、管理責任者は、利用者に協力を求めることができる。

4 利用者が、機器の利用により得た成果を公開する場合は、メイカースペースの機器を利用した旨を表示することに努めなければならない。

(遵守事項)

第11条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 利用を承認された機器について、十分な教育を受けること。

二 利用を承認された機器の保全に努めること。

三 利用を承認された目的以外に機器を使用しないこと。

四 メイカースペースの他の利用者、図書館利用者等の安全・安心に努めること。

五 管理責任者が承認またはメイカースペースで販売若しくは無償付与される材料以外を使用しないこと。

六 利用を承認された機器を他者に転貸しないこと。

七 その他管理責任者が必要と認めたこと。

(利用の取消し等)

第12条 利用者が法令若しくはこの内規その他の名古屋大学が定める規則等に違反した場合又はその他管理責任者が必要と認めた場合、管理責任者は、利用者の利用の承認を取り消し、又は一定期間利用を制限若しくは停止することができる。

2 前項の規定による利用の取り消し、又は利用の中止により利用者が受ける損害については、名古屋大学はその責を一切負わないものとする。

(利用負担金)

第13条 機器の利用に係る経費は、材料費・利用負担金として、利用者が負担しなければならない。

2 材料費・利用負担金の額及び徴収方法は、別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、管理責任者がやむを得ない事情があると認めた場合は、材料費・利用負担金の全部又は一部を免除することができる。

(損害賠償)

第14条 利用者が故意又は重大な過失により、機器を滅失、破損、又は汚損したときは、利用者がその損害を賠償しなければならない。

(事務)

第15条 機器の管理及び運営並びに利用に係る事務は、関係部署の協力を得て、附属図書館情報サービス課において処理する。

(雑則)

第16条 この内規に定めるもののほか、機器の利用に関し必要な事項は、管理責任者が定める。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から適用する。

中央図書館 OKB 大垣共立銀行高木家文書資料館利用要項

館長裁定 平成 30 年 10 月 4 日

最終改正 令和 2 年 2 月 6 日

(趣旨)

第 1 名古屋大学附属図書館中央図書館利用細則（以下「細則」という。）第 25 条第 5 項に基づき、中央図書館 OKB 大垣共立銀行高木家文書資料館（以下「資料館」という。）の利用に関し必要な事項は、この要項の定めるところによる。

(利用者)

第 2 資料館を利用することができるのは次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 細則第 4 条第 1 項第 1 号から第 4 号に掲げる者
- 二 前項に規定する以外の者

(利用目的)

第 3 資料館は学習、研究、教育、名古屋大学（以下「本学」という。）の課外活動又は本学の業務を目的とする場合に利用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは他の目的で利用することができる。

(利用時間)

第 4 資料館の利用時間は、中央図書館の開館時刻から閉館時刻の 30 分前までとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、利用を停止することができる。

(占有的利用)

第 5 利用者は、第 3 の目的で資料館を占有的に利用（以下「占有的利用」という。）する場合には、所定の手続きにより、あらかじめ中央図書館に利用の申込みをし、館長の許可を得なければならない。

2 占有的利用は以下の区分による。

- 一 展示会又は掲示による発表等（以下「展示会等」という。）
- 二 その他

(展示会等の占有的利用)

第 6 第 5 第 2 項第 1 号に該当する占有的利用の予約の受け付けは、利用する日の 1 年前から 1 ヶ月前までの平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

2 第 5 第 2 項第 1 号に該当する占有的利用ができる期間は、連続して 4 週間までとする。

3 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、利用期間を延長することができる。

(その他の占有的利用)

第 7 第 5 第 2 項第 2 号に該当する占有的利用の予約の受け付けは、利用する日の 4 週間前から 3 日前までの平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

2 第 5 第 2 項第 2 号に該当する占有的利用ができる時間は、1 回につき 90 分（午前 12 時から午後 1 時までにあっては 60 分）までとし、連続して 2 回まで利用できるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、利用時間を延長することができる。

(使用料)

第 8 第 2 第 2 号の者が、占有的利用の許可を受けた場合、資料館の使用に係る使可を受けた場合、資料館の使用に係る使用料を負担しなければならない。

2 前項の使用料の額については、名古屋大学固定資産貸付基準によるものとする。

3 1 項及び 2 項の使用料の負担については、館長が認めた場合においてはこの限りではない。

(遵守事項)

第 9 資料館を利用する際には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 申込み目的以外の用途に利用しないこと。
- 二 占有的利用申込者（以下「申込者」という。）以外の者に、施設の全部又は一部を転貸しないこと。

三 政治的及び宗教的な勧誘，示威行動，布教を目的とした利用，営利目的の活動並びにこれらに類する活動は行わないこと。

四 展示物等の搬入，設置，撤去及び管理は，申込者が行うこと。

五 資料館の設備備品の他に必要な備品および消耗品等は申込者が用意すること。

六 展示，その他の活動において，著作権及びプライバシー等の第三者の権利や利権を侵害しないように配慮し，侵害した場合には，一切の責任を負うこと。

七 資料館の利用終了後は，速やかに原状回復を行うこと。

(占有的利用許可の取り消し，利用条件の変更又は利用中止)

第10 館長は，次の各号のいずれかに該当する場合は，占有的利用許可を取り消し又は利用を停止することができる。

一 第9に掲げる遵守事項に違反した場合

二 申込書に虚偽の記載があった場合

2 館長は，資料館の利用に際しやむを得ない事情が生じた場合は，申込者に対して利用日時若しくは利用条件の変更又は利用中止の指示を行うことができる。

(損害責任)

第11 附属図書館は，資料館の施設管理に瑕疵があったと認められる場合を除き，利用者の利用によって発生した損害について，その責任を負わない。

(雑則)

第12 この要項に定めるもののほか，資料館の運営に関し必要な事項は，館長が別に定める。

附 則

1 この要項は，平成30年10月4日に施行し，平成30年7月27日から適応する。

2 中央図書館ビブリオサロン利用要項は廃止する。

附 則

この改正は，令和2年4月1日から施行する。